



2026年6月25日

各 位

会社名 サクサ株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 齋藤 政利  
(コード番号 6675 東証スタンダード)  
問合せ先 常務執行役員経営企画部長 佐藤 恭太郎  
(TEL. 03-5791-5586)

### 譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 67,800株
(3) 処分価額	1株につき 1,837円
(4) 処分価額の総額	124,548,600円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※1）3名 15,000株 当社の執行役員7名 16,500株 当社の子会社の取締役（※2）8名 12,600株 当社の子会社の執行役員19名 23,700株 ※1 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。 ※2 非常勤取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年6月25日開催の第23回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。）に対して「当企業グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めること」を目的として、当社の取締役を対象として、（i）在籍条件型の譲渡制限付株式（Restricted Stock（RS））の付与制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）及び（ii）業績条件型の譲渡制限付株式（Performance Share（PS））の付与制度（以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰと併せて、以下「本制度」といいます。）を導入し、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、当社の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額40百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年22,500株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、第23回定時株主総会において本制度の導入が承認されたことを踏まえて、当社の執行役員並び

に当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

その上で、今般、（i）当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役3名及び当社の執行役員7名に対し、当社に対する金銭報酬債権合計57,865,500円を付与し、また、（ii）当社の各子会社は、本日開催の各取締役会の決議により、当社各子会社の取締役合計8名及び当社各子会社の執行役員合計19名に対し、金銭報酬債権（但し、雇用型の執行役員については金銭債権とします。以下同じです。）66,683,100円を付与しました（以下、これらの付与の対象者を総称して、「割当対象者」といいます。）。その上で、当社は、これらの金銭報酬債権の合計124,548,600円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,837円）、当社の普通株式合計67,800株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、割当対象者との間で、個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

割当対象者は、2026年7月24日（以下「本払込期日」という。）から当社の取締役、監査役、執行役員、顧問、相談役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、相談役及び従業員の地位（以下、総称して「本地位」という。）をいずれも喪失する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本制度Ⅰに係る本割当株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）及び本制度Ⅱに係る本割当株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下、本割当株式Ⅰに係る譲渡制限を「本譲渡制限Ⅰ」といい、本割当株式Ⅱに係る譲渡制限を「本譲渡制限Ⅱ」といい、本譲渡制限Ⅰと本譲渡制限Ⅱを併せて「本譲渡制限」という。）。

##### （2）譲渡制限の解除条件

###### <本制度Ⅰ>

割当対象者が、（i）取締役である割当対象者については、本払込期日から2027年3月期（以下「当期」という。）に係る定時株主総会の終結の時までの間、（ii）執行役員である割当対象者については、本払込期日から当期の末日まで（以下、上記（i）の期間と（ii）の期間を総称して、「本期間」という。）、継続して本地位にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式Ⅰの全部につき、本譲渡制限Ⅰを解除する。

###### <本制度Ⅱ>

割当対象者が、本期間中、継続して本地位にあること及び次の（i）及び（ii）（以下、総称して「業績条件」という。）をいずれも満たすことを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本株式Ⅱの全部につき、本譲渡制限Ⅱを解除する。

（i）当期の当社 EBITDA\*の予算値以上となること。 \*連結 EBITDA を用います。

（ii）当期における TOPIX（配当込み）に対する当社の TSR（株主総利回り）の比率が1以上となること。

##### （3）正当事由による途中退任

当社は、割当対象者が本期間に本割当契約に定める正当事由により本地位を喪失した場合には、当該喪失の時点をもって、本期間中の当該喪失日までの期間によって按分した数の本割当株式に

つき、本譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点その他本割当契約に定める所定の時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間の間の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(6) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間の間に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本期間中の組織再編等効力発生日までの期間によって按分した数の本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,837円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上